

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】

1 子どもの貧困対策の基盤について

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

2 主な取組

(1) 乳幼児期の教育・保育の保障

保育・幼児教育の場の確保
待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。
保育・幼児教育を担う人材の確保
保育士養成施設の学生、潜在保育士及び資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等による取組や、保育者が働きやすい職場環境の構築、保育者のやりがいや職の魅力向上、処遇の改善、宿舍借上げ支援など、「採用」と「定着」の両面の支援により、保育・幼児教育を担う人材の確保を進めます。
保育・幼児教育の質の向上
市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。
幼児教育・保育の無償化の推進
生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。

(2) つながり重視した教育・保育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。

(3) 社会を生き抜く力を育む教育の推進

一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上

1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。

人権教育の推進

「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。

特別支援教育の推進

国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。

社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進

実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校運営協議会の設置推進

地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。

地域学校協働活動の推進

学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後等の学習支援、体験活動等）を支援します。

(5) ICT を活用した教育政策の推進

GIGA スクール構想の推進

ICT を活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関りを大切にした「社会とつながる協働的な学び」を実現します。

【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。
- 子どもや家庭に関わる様々な方が、地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 主な取組

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。

妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。

妊婦健康診査事業

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的を受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。

母子訪問指導事業

母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。

こんには赤ちゃん訪問事業

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。

乳幼児健康診査事業等

先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。

(2) 地域における子育て支援

地域子育て支援拠点事業

各区に1か所（サテライト設置区は6か所）ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

親と子のつどいの広場事業

主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。

子育て支援者事業

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場

子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。

地域子育て支援スタッフの育成

地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。

(3) 様々な課題に対応する学校の取組

児童生徒支援体制の充実
いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。
スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化
多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
スクールカウンセラーの活用
児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。

(4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

放課後児童健全育成事業
全ての子どもたちに無償で「遊びの場」を提供するとともに、留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等にて留守家庭児童等に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の安全で安心な居場所づくりを通じて、子どもたちの自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。
地域における子どもの居場所づくり
子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。
プレイパーク支援事業
木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。

青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年の成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を養成するため、気軽にかつ安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行います。地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。

民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。

(5) 児童虐待防止対策

区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

「こども家庭総合支援拠点」機能の整備

区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。

児童相談所の機能強化

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の再整備を進めます。

かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子どもや子育て世代からの相談機会を増やすため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度に状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受入体制を整えます。

【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

1 施策の方針

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

2 主な取組

(1) 生活や学びの支援

寄り添い型生活支援事業
養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨き、掃除などの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。
放課後学び場事業
家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。
寄り添い型学習支援事業
貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。
地域の居場所における体験や学習機会の充実
子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。
困難を抱える生徒への支援事業(ようこそカフェ)
横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。
市立定時制高校における「学び直し」による学習支援
市立定時制高校(横浜総合高校・戸塚高校)において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。

就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援

就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。

(2) 進学支援・就学継続支援

教育支援事業

区的生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。

高等学校奨学金

経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。

就学支援金・学び直し支援金

所得制限を超えない世帯については、就学支援金が認定され、高校等に在学する生徒の授業料に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、授業料の負担がなくなります。

高等教育の修学支援新制度

学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が実施されています。本市は、設立団体として、制度対象校である横浜市立大学の授業料等の減免に係る経費を負担しています。

【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

1 施策の方針

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

2 主な取組

(1) 安心して子育てをするための生活の支援

多様な「保育・教育」ニーズへの対応
保育所等での一時保育や乳幼児一時預かりなど、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。
横浜子育てサポートシステム事業
人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。
産後母子ケア事業
心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用し、デイケアやショートステイ、訪問型サービスを提供します。
産前産後ヘルパー派遣事業
家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。
育児支援家庭訪問事業
養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。
養育支援家庭訪問事業
児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。
横浜型児童家庭支援センター
子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健セン

ターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(2) 経済的支援

児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

就学奨励事業

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減することを目的として、就学奨励費を支給します。

小児医療費助成

子どもが病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）。

一時保育事業や放課後健全育成事業等の利用料の減免

一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後健全育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。

(3) 就労や自立に関する支援

生活保護
生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。
被保護者自立支援プログラム事業
区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。 また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。
生活困窮者自立支援事業
区的生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。

(4) 住宅確保に関する支援

市営住宅申込時の優遇
中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業(子育てりふいん)
子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。
住宅セーフティネット事業
民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。
住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)
離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】

1 施策の方針

- 子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

2 主な取組

(1) ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親サポートよこはま(母子家庭等就業・自立支援センター)に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。

また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。

自立支援教育訓練給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

日常生活支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学校に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

養育費確保支援モデル事業(ひとり親家庭等自立支援事業)
養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用(収入印紙代や手数料等)の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。
保育所等や一時預かり事業等の利用料減免
保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対する利用料の減免を行います。
児童扶養手当
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します(所得制限あり)。
母子父子寡婦福祉資金貸付
母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

(2) 外国につながる子どもへの支援

保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援
保育所や幼稚園等における外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。 また、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。
ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導
児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。
多文化共生総合相談センター
市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。
国際交流ラウンジ
市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。

(3) 不登校児童生徒への支援

ハートフルフレンド家庭訪問
家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。
ハートフルスペース
週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。
ハートフルルーム
不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います（原則として、ハートフルスペースへの通室を経てからの入室となります）。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。
アットホームスタディ事業
ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。
特別支援教室等を活用した不登校児童生徒への支援
在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。
フリースクール等の民間教育施設との連携
民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。
不登校児童生徒支援コーディネーター
不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒアリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。

(4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

里親・ファミリーホーム委託の推進
様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。
施設等退所後児童に対するアフターケア事業
施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。 また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはま Port For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。
資格等取得支援事業
施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。
自立援助ホーム事業
義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。

(5) 困難を抱える子ども・若者への支援

青少年相談センター事業
ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。
地域ユースプラザ事業
青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。 また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。

若者サポートステーション事業

働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援や相談支援を行います。

また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。

よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応じて合宿や農作業等を中心としたプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。